

第4章 施策の推進

1. 教育の支援



貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが、家庭の経済状況等にかかわらず等しくその能力に応じた教育を受けられなければなりません。

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと捉え、学校教育による学力の保障や、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び教育費負担の軽減など、総合的に対策を推進していきます。

(1) 学校における総合的な子どもの貧困対策の展開

主な施策	担当課
放課後学習支援員等の配置 ○授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、より確かな学力を付けたい児童・生徒に対して、放課後や長期休業等を利用し、きめ細やかな学習支援を行い学力の向上を図ります。 また、日本語指導が必要な児童・生徒に対する学習指導を継続的に行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーとの連携 ○小中学校を福祉につなげる窓口とするため、相談室で傾聴するだけでなく、様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。 また、ヤングケアラーへの対応等、見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。	学校教育課
教育相談事業 ○教育相談・進路相談に加え、相談内容によっては他機関への紹介ができるよう、連絡体制の充実を推進します。	学校教育課 青少年教育センター

(2) 貧困による教育機会の減少を防ぐための乳幼児への支援

主な施策	担当課
子育て支援センター（地域子育て支援） ○専任の保育士が常駐したフロアを開放し、沼津こども図書館「パタポン」での絵本読み聞かせをはじめ、一時預かり保育や育児相談、ファミリーサポートセンターの併設など子育てを総合的に支援します。	子育て支援課

主な施策	担当課
ブックスタート・ブックステップ事業 ○7か月児健康相談、2歳児歯科健康相談会に参加するすべての赤ちゃん、幼児を対象に絵本のプレゼントを実施。読み聞かせ・親子のふれあいの時間を取るきっかけとしつつ、子どもの読書活動を推進します。	子育て支援課

(3) 大学等進学に対する教育機会の提供

主な施策	担当課
教育相談事業（再掲） ○教育相談・進路相談に加え、相談内容によっては他機関への紹介ができるよう、連絡体制の充実を推進します。	学校教育課 青少年教育センター
母子父子寡婦福祉資金貸付金（静岡県事業） ○ひとり親家庭に対して、子どもが高校・大学等に進学・通学する際に、その費用について貸付を行います。 また、市のホームページやひとり親支援パンフレットを随時更新し、最新の情報を提供できるよう努めます。	こども家庭課
ひとり親世帯への進学支援の情報提供 ○児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時の子どもが高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、沼津市育英奨学金をはじめとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。	こども家庭課

(4) 生活困窮世帯等への学習支援

主な施策	担当課
学習支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○生活困窮世帯等の子どもに対し、学習の場の提供及び学習支援を行うとともに、その保護者に対し教育相談を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭等就学支援助成 ○児童扶養手当受給者を対象に、小学校入学の際に必要なランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成します。	こども家庭課
就学援助制度 ○経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などについて援助します。	学校管理課

2. 生活の支援



子どもが教育を享受するためには、その置かれた環境が整備されていなければなりません。十分な教育効果の前提は、安心して生活できる環境です。このためには、貧困などに由来する家庭の複合的な課題を解決する包括的な支援体制が必要となります。

福祉部門を中心として、子どもと保護者の意思を尊重し、寄り添いながら支援を実施していきます。

(1) 保護者の生活支援

主な施策	担当課
ファミリーサポートセンター ○ファミリーサポートセンターにおいて、子育てボランティアの協力のもと、育児と仕事の両立を支援します。 また、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図ることを目的として、児童扶養手当受給者に対して利用料の半額を助成します。	子育て支援課
子育て支援センター（地域子育て支援）（再掲） ○専任の保育士が常駐したフロアを開放し、沼津こども図書館「パタポン」での絵本読み聞かせをはじめ、一時預かり保育や育児相談、ファミリーサポートセンターの併設など子育てを総合的に支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭専用相談窓口 ○ひとり親に対して、別れた配偶者と子どもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。	こども家庭課
子育て短期支援事業 ○保護者の疾病や経済的な理由等により、18歳未満の児童を養育できない場合、児童福祉施設等で宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）や、夕方18時から22時の間の一時預かり（トワイライトステイ）を行います。	こども家庭課
子育て家庭訪問支援事業 ○家事・育児等に対して不安や負担を抱える家庭に対して、支援を行う「訪問支援員」や、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対して支援を行う「養育支援サポーター」を派遣します。	こども家庭課

主な施策	担当課
母子生活支援施設 ○生活困窮や家庭内暴力などの事情を抱えた母子家庭の方が自立に向けて生活を立て直すための場を提供します。	こども家庭課
沼津市児童発達支援センター「みゆき」相談窓口 ○心身の発達に心配のある子どもに対して、発達や特性・健康状態に配慮しながら日常生活における基本動作を身につけられるよう、児童発達支援と保育所等訪問支援等を提供しています。また、子どもの発達に心配や不安のある親子への支援や相談も行います。	子育て支援課
利用者支援事業（マミーズほっとステーションぬまづ） ○妊娠・出産・子育ての入り口になる、母子健康手帳交付時の面談を母子保健コーディネーターが実施することにより、支援が必要な対象者を早期に発見するとともに、地区担当保健師との連携を強化し、効果的な支援ができる体制づくりを図ります。	健康づくり課
産後ケア事業（マミーズほっとステーションぬまづ） ○退院直後の母子への宿泊、通所及び訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行います。	健康づくり課
産前産後サポート事業（マミーズほっとステーションぬまづ） ○妊産婦や母親の悩みに対して専門職（助産師・保健師等）が相談支援を行います。併せて地域の母親同士の仲間づくりを促進し、孤立感を軽減し、安心して出産、育児に臨めるようサポートします。 また、妊娠期の不安や子育ての見通しを立てられるよう、妊娠期の講座の充実を図ります。	健康づくり課
赤ちゃんとその保護者を対象とした交流イベント ○赤ちゃんとその保護者を対象とした交流イベントを開催し、交流の場や機会を提供することで、親子の孤立を防ぎます。	健康づくり課
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業 ○すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的支援（妊娠届出時及び出産後に給付金を支給）を行います。	健康づくり課
自立相談支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

主な施策	担当課
家計改善支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○家計のやりくりが上手くいかず生活にお困りの方に対し、家計の見直しなどを一緒に行い、生活の再生や自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
住居確保給付金（沼津市自立相談支援センター） ○離職等により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給します。	社会福祉課
就労準備支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。	社会福祉課
一時生活支援事業（沼津市自立相談支援センター） ○住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。事業を利用する間に、就職活動や住居を確保していただき自立を目指します。	社会福祉課
その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援（沼津市自立相談支援センター） ○ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。	社会福祉課

（２）子どもの生活支援

主な施策	担当課
放課後児童クラブ ○保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生が、放課後から夕方までの間や学校が長期休みの間、家庭的な雰囲気の中で過ごす生活の場を提供します。また、児童扶養手当受給世帯に対して指導料を減額します。	子育て支援課
放課後子ども教室 ○小学生を対象に、放課後や週末等に小学校の体育館等を活用し、勉強やスポーツ、地域住民との交流の機会を提供します。	子育て支援課

主な施策	担当課
<p>子どもの居場所づくりの支援</p> <p>○一人の時間を過ごす子どもたちに対して、地域住民やボランティアなどが実施する放課後の見守りや、食事の提供、学習支援等の子どもの居場所づくりの支援を推進します。</p> <p>また、子どもの居場所に関する総合相談窓口を設置し、運営者や利用者に対して各種支援のコーディネートを行います。</p>	こども家庭課

3. 保護者の就労支援



子どもが安心して教育を受けるためには、保護者の就労の安定が欠かせません。また、保護者自身が生活困窮世帯に属していたために、その能力に見合った教育を受けていないこともあります。

本市では、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯をはじめ、困難を抱えた子どものいる世帯に対しての就労支援、職業訓練、保護者の学び直しを支援していきます。

(1) 保護者の就労支援

主な施策	担当課
<p>母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</p> <p>○本市に住所があり、20歳未満の児童を養育し、児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準にある母子家庭の母等を対象に、以下の給付を行います。</p> <p>【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 受講終了後、対象講座の受講料の一部を支給。</p> <p>【高等職業訓練促進給付金】 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給。</p>	こども家庭課
<p>高等学校卒業認定試験合格支援給付金</p> <p>○高卒認定試験合格を目指す場合の対策講座受講費用の一部を支給します。</p>	こども家庭課
<p>自立相談支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲）</p> <p>○生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	社会福祉課

主な施策	担当課
住居確保給付金（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○離職等により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給します。	社会福祉課
就労準備支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。	社会福祉課
一時生活支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。事業を利用する間に、就職活動や住居を確保していただき自立を目指します。	社会福祉課
その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。	社会福祉課
J R通勤定期の援助（静岡県事業） ○児童扶養手当受給者及び同一の世帯員は、J Rの通勤定期乗車券の割引を行います。	こども家庭課

（２）保護者の就労機会の確保

主な施策	担当課
保護者の就労相談 ○マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター東部支所など各関連機関と連携を図り、保護者の就労や貸付等の情報提供について支援します。	こども家庭課



4. 経済的支援



子どもやその保護者が安心して暮らせる生活環境の基盤を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等の施策の周知徹底を図り、また、それら施策を組み合わせる支援を行いながら、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

(1) 児童手当等

主な施策	担当課
児童手当 ○家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童を養育している人に手当を支給します。	こども家庭課
児童扶養手当 ○ひとり親家庭等で児童を扶養していて、本人及び同居の扶養親族の所得額が国の基準にあてはまる人に対して、所得に応じて手当を支給します。	こども家庭課
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業（再掲） ○すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から一貫した身近な相談・支援と、経済的支援（妊娠届出時及び出産後に給付金を支給）を行います。	健康づくり課

(2) 生活困窮世帯への支援

主な施策	担当課
就学援助制度（再掲） ○経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などについて援助します。	学校管理課
ひとり親世帯への進学支援の情報提供（再掲） ○児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時の子どもが高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、沼津市育英奨学金をはじめとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。	こども家庭課
J R通勤定期の援助（静岡県事業）（再掲） ○児童扶養手当受給者及び同一の世帯員は、J Rの通勤定期乗車券の割引を行います。	こども家庭課

(3) 養育費の確保に関する支援

主な施策	担当課
ひとり親家庭専用相談窓口（再掲） ○ひとり親に対して、別れた配偶者と子どもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。	こども家庭課

(4) 医療費の支援

主な施策	担当課
ひとり親家庭等医療費助成 ○ひとり親家庭等で児童が 20 歳を迎える前日の属する月まで、母または父と児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。 また、手当申請等を通じ、ひとり親世帯それぞれが抱える問題に対し、適切な支援へつなげます。	こども家庭課
こども医療費助成 ○保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの養育と疾病の早期発見及び早期治療を促進します。 また、手当申請等を通じ、子育て世帯それぞれが抱える問題に対し、適切な支援へつなげます。	こども家庭課



5. 支援ネットワークの推進・活用



様々な問題を抱える子どもやその保護者等が、社会から孤立せず、地域の中で安心して暮らせるよう、それぞれの課題を早期に把握し、必要な支援を適切につなげていく相談窓口の充実を図るとともに、行政各部署・関係機関・地域等が一丸となって解決にあたる連携体制を推進し、活用していきます。

(1) 相談窓口

主な施策	担当課
児童家庭相談 ○保護者等からの児童に関する様々な問題や、家庭の相談等について、助言及び指導を行い、児童の健全育成及び児童の権利保護、児童福祉の向上を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭専用相談窓口（再掲） ○ひとり親に対して、別れた配偶者と子どもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。	こども家庭課
スクールソーシャルワーカーとの連携（再掲） ○小中学校を福祉につなげる窓口とするため、相談室で傾聴するだけでなく、様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。 また、ヤングケアラーへの対応等、見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。	学校教育課
自立相談支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
家計改善支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○家計のやりくりが上手いかず生活にお困りの方に対し、家計の見直しなどを一緒に行い、生活の再生や自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

主な施策	担当課
<p>住居確保給付金（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○離職等により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給します。</p>	社会福祉課
<p>就労準備支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。</p>	社会福祉課
<p>一時生活支援事業（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。事業を利用する間に、就職活動や住居を確保していただき自立を目指します。</p>	社会福祉課
<p>その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援（沼津市自立相談支援センター）（再掲） ○ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。</p>	社会福祉課
<p>教育相談事業（再掲） ○教育相談・進路相談に加え、相談内容によっては他機関への紹介ができるよう、連絡体制の充実に推進します。</p>	学校教育課 青少年教育センター
<p>障がい者基幹相談支援センター ○地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行います。</p>	障がい福祉課
<p>女性相談 ○女性（婦人）相談員を配置し、支援や保護の必要な女性の発見に努め、相談に応じ、自立等のために必要な援助を行います。また、SNSの活用等により、相談窓口の周知を行います。</p>	社会福祉課

(2) 連携体制の推進と活用

主な施策	担当課
<p>要保護児童対策地域協議会</p> <p>○児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、国・県・市の関係機関をはじめ、市自治会連合会、市医師会、市社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などの34機関で構成する要保護児童対策協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を充実します。</p>	こども家庭課
<p>沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議</p> <p>○生活困窮者の早期把握や見守りのための情報交換及び連携、生活困窮者に対する自立支援策の検討等を行うため、生活困窮者に対する地域全体での包括的な支援体制として、沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催します。</p>	社会福祉課
<p>子ども貧困対策早期対応パンフレットの作成</p> <p>○様々な問題を抱える子どもや保護者を早期に発見し、支援につなげるため、日常どのような視点が必要なのか、また、支援方法や関係機関・相談窓口などをまとめたチェックリスト等を示したパンフレットを作成します。すべての人が、普段の生活から子どもの貧困について関心をもち、市全体で子どもたちを見守る体制づくりを推進していきます。</p>	こども家庭課
<p>教育保育関係者等への子どもの貧困対策研修会の開催</p> <p>○学校や幼稚園・保育園、地域等において、支援を必要とする子どもを早期発見し、必要な支援に確実につなぐことを目的に、教育機関と福祉との連携が図られるよう、子どもの貧困に対する問題意識の大切さを理解する研修会等を実施します。</p>	こども家庭課

